

○茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成5年3月30日

条例第1号

改正 平成7年3月27日条例第7号

平成10年12月28日条例第45号

平成11年3月25日条例第6号

平成11年12月22日条例第25号

平成12年3月29日条例第1号

平成12年12月22日条例第46号

平成14年3月27日条例第12号

平成15年10月1日条例第29号

平成15年12月18日条例第42号

平成16年3月26日条例第9号

平成17年12月21日条例第61号

平成19年12月18日条例第41号

平成23年3月24日条例第14号

平成24年3月28日条例第10号

平成26年6月30日条例第30号

平成29年3月28日条例第17号

令和元年6月25日条例第3号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 市民の参加等（第7条～第10条）

第3章 減量化及び資源化の推進（第11条～第18条）

第4章 廃棄物の適正処理（第19条～第26条）

第5章 一般廃棄物処理計画（第27条・第28条）

第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第29条～第34条）

第7章 手数料等（第35条～第37条）

第8章 雑則（第38条～第41条）

第9章 罰則（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物等の発生を抑制し、再生利用等の循環的な利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進することにより、資源循環型社会の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（平17条例61・一部改正）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物等の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 廃棄物等の循環的な利用をすることをいう。

(平17条例61・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、減量化及び分別排出による資源化の徹底を図らなければならない。

2 市民は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関し、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

(平17条例61・一部改正)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関し、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力等)

第6条 市、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

(平17条例61・一部改正)

第2章 市民の参加等

(市民の参加)

第7条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力のもとで行うものとする。

(啓発活動等)

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

2 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する学習の機会を市民に提供するよう努めなければならない。

(市民活動への援助)

第9条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行うものとする。

(環境指導員)

第10条 市長は、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理を推進するため、環境指導員を設置する。

2 環境指導員は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(平14条例12・旧第13条繰上、平17条例61・一部改正)

第3章 減量化及び資源化の推進

(市の減量化、資源化等)

第11条 市は、その業務の遂行に当たり減量化及び資源化を推進するとともに、再生品の利用の促進に努めなけれ

ばならない。

2 市は、資源化の推進のため、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）で定める廃棄物等集積場所（以下「集積場所」という。）における循環資源の適正な管理及び分別収集に努めなければならない。

（平14条例12・旧第14条繰上、平17条例61・一部改正）

（基金への積立て等）

第11条の2 市は、分別収集をする廃棄物等のうち一般廃棄物処理計画において資源化を目的として収集するもの（以下「資源物」という。）を循環資源として売却に努め、その収益金に相当する額を茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金として積み立て、及び分別収集に要する費用に充てるものとする。

（平17条例61・追加）

（市民の減量化、資源化等）

第12条 市民は、減量化及び資源化が可能な物の分別を行うとともに、再生品の利用の促進に努めなければならない。

2 市民は、第11条第2項に定める循環資源の適正な管理に協力するものとする。

（平14条例12・旧第15条繰上、平17条例61・一部改正）

（不用品の下取り）

第13条 市民は、商品の購入に伴い不用となる物品があるときは、事業者に対して下取りを求めるよう努めなければならない。

2 事業者は、市民が前項の下取りを求めたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

（平14条例12・旧第16条繰上）

（事業者の減量化、資源化等）

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等（以下「製品等」という。）が長期間使用することが可能なものの開発に努めるとともに、製品等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品等の開発を行い、その製品等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めなければならない。

（平14条例12・旧第17条繰上、平15条例42・一部改正）

（適正包装等の推進）

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用することが可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その容器、包装材等の減量化及び資源化を推進するための基準を定めるように努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する基準に係る情報等について、事業者から要請があった場合には、協力しなければならない。

（平14条例12・旧第18条繰上）

（多量排出事業者の義務）

第16条 市長は、事業系廃棄物を多量に排出し、かつ、一般廃棄物処理計画における一般廃棄物処理量の見込みに

著しい影響があると認めるときは、当該事業系廃棄物を排出する者（以下「多量排出事業者」という。）に対して、減量化及び資源化を図るように指示することができる。

2 多量排出事業者は、前項の規定による減量化及び資源化の指示を受けたときは、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画を記載した書類（以下「減量化等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

3 多量排出事業者は、減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（平14条例12・旧第19条繰上、平17条例61・平19条例41・一部改正）

（改善勧告等）

第17条 市長は、多量排出事業者が減量化等計画書に基づく減量化及び資源化を図ることができないと認めるときは、期限を定めて改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

（平14条例12・旧第20条繰上、平17条例61・一部改正）

（受入拒否）

第18条 市長は、多量排出事業者が減量化等計画書を提出しないとき、又は前条に規定する勧告に従わず、かつ、改善の意思がないと認めるときは、当該多量排出事業者からの事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

（平14条例12・旧第21条繰上、平17条例61・一部改正）

第4章 廃棄物の適正処理

（占有者等の自己処分等）

第19条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するように努めなければならない。

2 占有者等は、臨時に多量の一般廃棄物を市の施設で処理しようとするときは、市長の指示に従って行わなければならない。

（平14条例12・旧第22条繰上、平17条例61・平19条例41・一部改正）

（事業者の自己処理責任等）

第20条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

（平14条例12・旧第23条繰上）

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第21条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条又は第4条の2に定める基準に従って行わなければならない。

（平11条例6・一部改正、平14条例12・旧第24条繰上、平19条例41・一部改正）

（市が処理する事業系一般廃棄物等）

第22条 市は、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内で、一般廃棄物と合わせて処理することが必要と認める事業系一般廃棄物（事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。次項において同じ。）の処理を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により事業系一般廃棄物を排出するときは、市長の指示に従って行わなければならない。

3 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

（平14条例12・旧第25条繰上・一部改正、平19条例41・一部改正）

(製品等の適正処理の確保)

第23条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物等となった場合に適正な処理が困難にならないような製品等の開発に努めること、当該製品等の使用者に対してその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品等が廃棄物等となった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(平14条例12・旧第26条繰上、平17条例61・一部改正)

(適正処理困難物の指定)

第24条 市長は、製品等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定したときは、告示するものとする。

2 市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、自らの責任で当該適正処理困難物の回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(平14条例12・旧第27条繰上)

(排出等の禁止)

第25条 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定により市が行う一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 著しく悪臭を発するもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しく支障を及ぼすおそれのあるもの

2 占有者等及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするとき又は特別管理一般廃棄物を処理するときは、市長の指示に従って行わなければならない。

(平11条例6・一部改正、平14条例12・旧第28条繰上、平17条例61・平19条例41・一部改正)

(集積場所からの収集又は運搬の禁止)

第26条 市、市の委託を受けて廃棄物等の収集又は運搬を業として行う者その他市長が指定する者以外の者は、集積場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないように命ずることができる。

(平17条例61・全改)

第5章 一般廃棄物処理計画

(計画の推進)

第27条 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(平14条例12・旧第30条繰上、平17条例61・一部改正)

(計画の策定等)

第28条 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項及び実施のための計画を策定したときは、これを告示するものとする。

3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画の基本的事項を変更する場合に準用する。

(平14条例12・旧第31条繰上、平17条例61・一部改正)

第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第6章の2繰上)

(縦覧等の対象施設)

第29条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の2繰上、平23条例14・一部改正)

(縦覧等の告示)

第30条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の3繰上)

(縦覧の場所及び期間)

第31条 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の規定による告示において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日の翌日から起算して1週間とする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の4繰上)

(意見書の提出先及び提出期限)

第32条 法第9条の3第2項の規定により対象施設の設置及び変更(法第9条の3第8項の規定による届出を要する場合に限る。以下同じ。)に関し利害関係を有する者が意見書を提出する場合の提出先は、市長が第30条の規定による告示において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の5繰上・一部改正、平23条例14・一部改正)

(環境影響評価との関係)

第33条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は神奈川県環境影響評価条例(昭和55年神奈川県条例第36号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の6繰上)

(他の市町村の長との協議)

第34条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、当該市町村の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の公衆への縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の7繰上)

第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第35条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 市長は、特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、一般廃棄物処理手数料の額の50パーセント

以内において規則で定める額を加算することができる。

3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の額（前項の規定により一般廃棄物処理手数料の額に加算した場合にあっては、当該加算した額を含む。）を減免することができる。

4 前3項に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（平12条例1・平12条例46・一部改正、平14条例12・旧第36条繰上、平17条例61・一部改正）

（産業廃棄物処分費用）

第36条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、産業廃棄物の処分に要する費用の徴収については、前条第2項及び第4項の規定を準用する。

（平14条例12・旧第37条繰上、平17条例61・一部改正）

（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等）

第37条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (6) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (7) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (8) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

（平14条例12・旧第38条繰上、平15条例29・平19条例41・一部改正）

第8章 雑則

（報告の徴収等）

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し当該廃棄物等の処理に関して報告を求め、又は指示をすることができる。

（平14条例12・旧第39条繰上、平17条例61・一部改正）

（立入調査）

第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平14条例12・旧第40条繰上・一部改正、平17条例61・一部改正）

（技術管理者の資格）

第40条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第5号、第10号又は第11号に掲げる技術部門につき同法第4条第1項の第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（平24条例10・追加）

（委任）

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平14条例12・旧第41条繰上、平24条例10・旧第40条繰下）

第9章 罰則

（平17条例61・追加）

第42条 第26条第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

（平17条例61・追加、平24条例10・旧第41条繰下・一部改正）

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

（平17条例61・追加、平24条例10・旧第42条繰下・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年9月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定及び附則第4項の規定は、平成5年6月1日から施行する。

（茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止）

- 2 茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年茅ヶ崎市条例第4号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費については、なお従前の例による。

（茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成7年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1上記以外の一般廃棄物臨時の項第2号の規定は、平成7年10月1日以後に申込みのあった一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出される大型ごみに係る処理手数料について適用する。

附 則（平成10年条例第45号）抄

- 1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 25 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 46 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後に収集及び運搬の申込みのあった一般家庭及びこれに準ずるものから排出される特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物処理手数料について適用する。

（茅ヶ崎市証紙条例の一部改正）

- 3 茅ヶ崎市証紙条例（平成 7 年茅ヶ崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 14 年条例第 12 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 29 号）

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

（茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 26 条の規定に基づいて協議がされている開発事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年条例第 61 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 41 号）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の別表第 1 の 4 の項第 3 号の規定は、この条例の施行の日以後に収集の申込みのあった大型ごみ、特定大型ごみ及び特定粗大ごみについて適用し、同日前に収集の申込みのあった大型ごみについては、なお従前の例による。

- 3 茅ヶ崎市証紙条例（平成 7 年茅ヶ崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 23 年条例第 14 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 10 号）抄

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 30 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（一般廃棄物処理手数料に係る経過措置）

9 施行日前に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、第 19 条の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年条例第 17 号）

1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の 3 の項第 1 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集、運搬及び処分の申込みのあった動物の死体について適用し、施行日前に収集、運搬及び処分の申込みのあった動物の死体については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第 1 の 3 の項第 2 号並びに同表 4 の項第 2 号及び第 4 号の規定は、施行日以後に搬入された一般廃棄物について適用し、施行日前に搬入された一般廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第 3 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（一般廃棄物処理手数料に係る経過措置）

13 施行日前に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、第 21 条の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1（第 35 条関係）

（平 7 条例 7・平 11 条例 25・平 12 条例 46・平 14 条例 12・一部改正、平 19 条例 41・全改、平 26 条例 30・平 29 条例 17・令元条例 3・一部改正）

種別	取扱区分	手数料
1 屎尿	(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから定期に排出されるもの	1 人（1 歳未満の者を除く。）につき月額 160 円
	(2) 前号の算出基準によることが適当でないものとして規則で定めるもの	10 リットルにつき 40 円
2 浄化槽の汚泥	(1) 腐敗型の浄化槽	
	ア 容量が 1.5 立方メートル以下のもの	1 回につき 6,600 円
	イ 容量が 1.5 立方メートルを超え 2.0 立方メートル以下のもの	1 回につき 7,960 円
	ウ 容量が 2.0 立方メートルを超え 2.5 立方メートル以下のもの	1 回につき 9,950 円
	エ 容量が 2.5 立方メートルを超え 3.0 立方メートル以下のもの	1 回につき 11,940 円
オ 容量が 3.0 立方メートルを超えるもの	1 回につき 11,940 円に 0.5 立方メートルを増すまでごとに 2,090 円を加え	

		て得た額
	(2) ばっ気型の浄化槽 ア 容量が1.0立方メートル以下のもの イ 容量が1.0立方メートルを超え1.5立方メートル以下のもの ウ 容量が1.5立方メートルを超え2.0立方メートル以下のもの エ 容量が2.0立方メートルを超えるもの	1回につき4,080円 1回につき4,710円 1回につき5,550円 1回につき5,550円に 0.5立方メートルを増すま でごとに1,150円を加え て得た額
3 動物の死体（畜産業 に係るものを除く。）	(1) 市が収集し、運搬し、及び処分するもの	1体につき7,150円
	(2) 市長の指定する処理施設に直接搬入するもの	1体につき4,830円
4 その他の一般廃棄物	(1) 事業活動に伴い排出されるものであってその量が常時1 日10キログラム以上のもので市が収集し、運搬し、及び処 分するもの	1キログラムにつき25円
	(2) 事業活動に伴い排出されるもので規則で定める一般廃棄 物処理施設に直接搬入するもの	10キログラムにつき24 0円
	(3) 一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるも ので市が戸別に収集するもの ア 大型ごみ(一辺の長さがおおむね50センチメートルを 超え2メートル未満のもの(イに掲げるものを除く。)) イ 特定大型ごみ(一辺の長さがおおむね1メートルを超え 2メートル未満のもので規則で定めるもの) ウ 特定粗大ごみ(粗大ごみのうち一辺の長さがおおむね5 0センチメートル以下のもので定期的収集により難しいも のとして規則で定めるもの)	1個につき500円 1個につき1,000円 1個につき500円
	(4) 一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるも ので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの ア 100キログラム未満のもの イ 100キログラムのもの ウ 100キログラムを超えるもの	1回につき600円 1回につき1,200円 1回につき1,200円に1 0キログラムを増すごとに 120円を加えて得た額

備考

- 1 尿尿の処理に係る手数料が1の項第1号の規定による場合において、尿尿の処理を月の中途から開始した場合又は月の途中で廃止した場合であっても、その月に処理をしたときは、その月分は、徴収する。
- 2 尿尿の処理に係る手数料が1の項第1号の規定による場合において、月の途中で世帯の人員に異動を生じても、その月分は、変更しない。

別表第2（第36条関係）

（平7条例7・平11条例25・平14条例12・一部改正、平19条例41・全改）

取扱区分	手数料
第22条第3項の規定により市長が定めた産業廃棄物で規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	10キログラムにつき200円